

燕市優良工事選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、燕市優良工事表彰要綱（以下「要綱」という。）により、燕市の発注による建設工事のうち、特に施工成績が優良な工事（以下「優良工事」という。）の適正な選定を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(優良工事選定委員会)

第2条 優良工事の適正な選定を図るため、燕市優良工事選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会は、燕市建設工事等審査委員会規定（以下「審査委員会規定」という。）に基づき組織する燕市建設工事等審査委員会の委員長及び委員をもって構成する。

3 選定委員会の事務局は、総務部用地管財課に置くものとする。

4 委員会の運営等に関し、この要領に定めのない事項については、審査委員会規定を準用する。

(選定対象工事)

第3条 優良工事の選定対象となる工事（以下「選定対象工事」という。）は、次の各号に掲げる対象要件をすべて満たす工事とする。

- (1) 表彰の前年度に完成した工事。
- (2) 請負金額が、500万円以上の工事。
- (3) 燕市建設工事成績評定実施要領による評定結果が80点以上の工事。

(被表彰者の要件)

第4条 要綱第3条(2)エの重大な法令違反その他の理由により表彰を受けるにふさわしくないと認められる者とは、以下の要件に該当する者とする。

(1) 建設業法、建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、労働基準法、職業安定法及び労働者派遣法の規定に違反し、情状の特に重い者。

(2) 選定対象工事施工年度以降に、燕市建設工事請負業者等指名停止措置要領第6条により、書面で警告を受けた者。

(3) その他、業務に関し不正・不誠実な行為を行った等により表彰を受けるにふさわしくないと認められる者。

(選定方法)

第5条 優良工事は、選定対象工事の中から次の方法によって選定する。

(1) 推 薦

工事担当課長等（以下「課長等」という。）は、選定対象工事の中から優良工事として適当と認められるものを委員会に推薦する。

(2) 調査及び評定

事務局は課長等から推薦のあった工事について調査評定を実施し、その結果を委員長に報告する。

(3) 優良工事の決定

委員長は選定委員会を招集し、選定委員会において調査及び評定結果に基づき審査を行い、次に掲げる工種から優良工事を決定する。

ア 土木一式工事

イ 建築一式工事

ウ 舗装工事

エ 管工事

オ 電気工事

カ その他選定委員会が必要と認める工事

(賞揚件数)

第6条 賞揚件数は、選定委員会で決定する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。